

小坂町教育委員会障害者活躍推進計画

機関名	小坂町教育委員会
任命権者	小坂町教育委員会
計画期間	令和6年4月1日～令和10年3月31日（4年間）
小坂町教育委員会における障害者雇用に関する課題	小坂町教育委員会においては、職員総数が30人程度の機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。 過去に、短時間の臨時的任用職員として身体障害を有する者を雇用した際には、個別に対応することで大きな問題は生じていないところだが、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。
目標	
①採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進する。 （参考） 令和5年6月1日時点の実雇用率：0% 令和5年6月1日時点の法定雇用障害者数：0人 令和5年6月1日時点の法定雇用率：2.5% 令和6年4月1日時点の法定雇用率：2.7% 令和8年7月1日時点の法定雇用率：2.9%
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法） 毎年度の任免状況通報時に、人事記録等を基に、前年度任用者の定着状況を確認するとともに、離職が発生している場合には、離職事由等を把握し管理する。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として教育委員会事務局長を選任する。（令和元年9月選任済み） ○障害者職業生活相談員の選任の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設置し、広く職員へ周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○任用時に予定していた業務の遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、職員本人の希望等を踏まえたうえで、所属長等が面談等により、負担なく遂行できる業務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。